

運営委員会による新しい公共支援事業の評価について

1 運営委員会の評価方法

(1) 運営委員会は、以下の報告書について第三者評価を行う。

※各様式は、新しい公共支援事業実施要領で定められた様式

- ① 新しい公共支援事業の成果等報告（成果報告書）
 - ・活動基盤整備支援、寄附募集支援、融資円滑化支援分（様式4-1）※
 - ・つなぎ融資への利子補給分（様式4-2）※
 - ・新しい公共の場づくりのためのモデル事業分（様式第7号、第8号、第9号）※
 - ・業務を受託した中間支援組織等分（様式4-5）※
 - ・都道府県が実施した支援事業分（様式5-2）※
- ② 新しい公共支援事業に関する都道府県の実績報告（実績報告書）
 - ・新しい公共支援事業に関する都道府県の実績報告（様式5-1）

※事業終了時においては、該当なし

(2) 運営委員会は、評価にあたり、必要に応じて支援対象者、モデル事業の実施主体、県等から意見の聴取を行い、内容の修正等を行わせることができる。

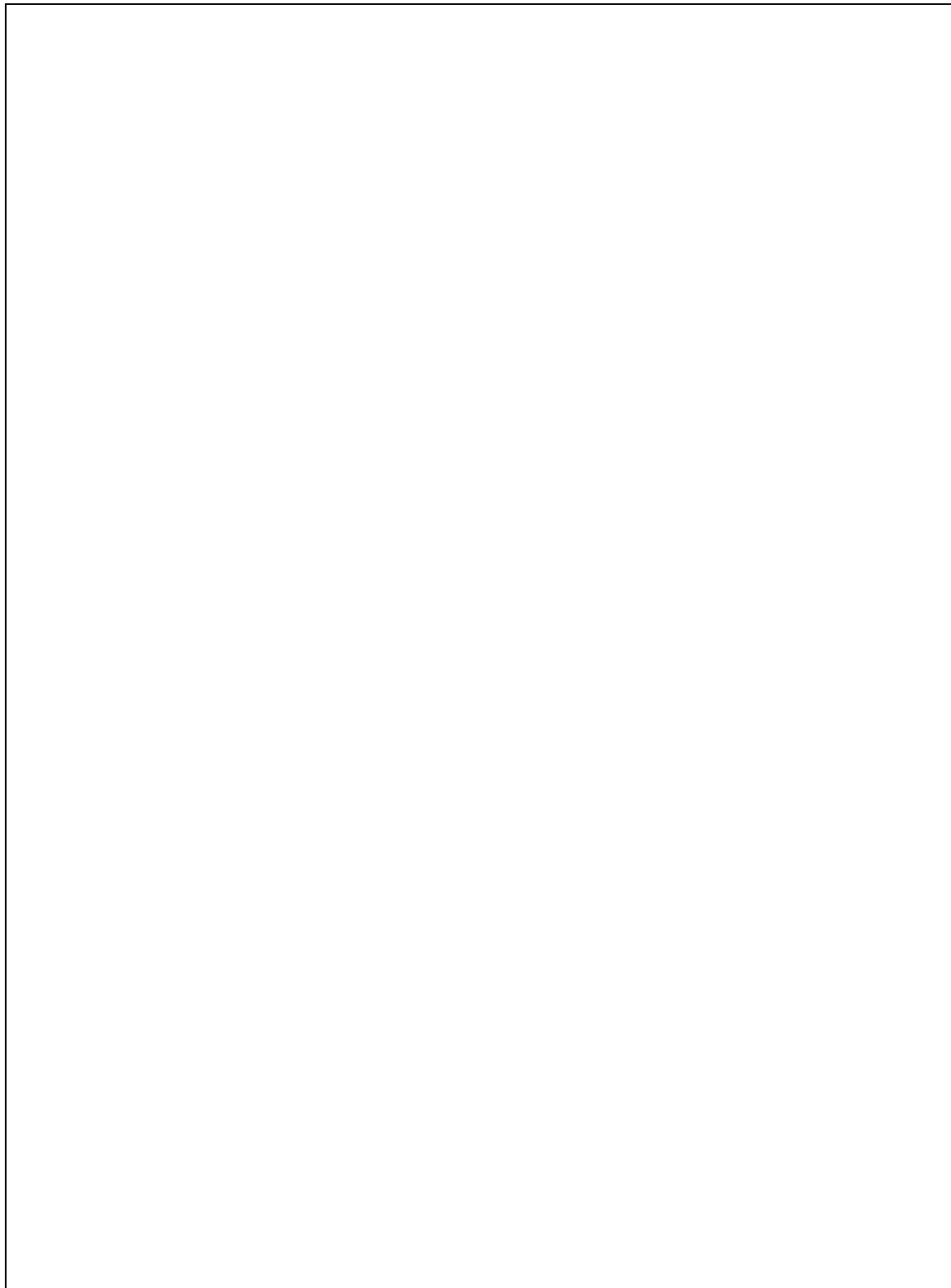
2 評価様式

様式6 別紙

【様式6】

別紙

運営委員会による評価結果報告（事業終了時）

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying the majority of the page below the title. It is intended for the content of the evaluation report.

参 考

【様式6】

別紙

運営委員会による評価結果報告（平成24年度下半期）

1 評価結果

数値でみた成果目標の達成状況は、ほとんどが目標値に達しているか近づいているので、良いと考えられる。

ただし、数値目標が達成されなかった項目の背景については説明がなく、なぜそうなったのかが分からない。2「支援対象となるNPO等の情報開示率」は支援対象の特性を考慮すべきであり、7「県からの委託業務に係る支払の前倒し交付の普及率」についても県の取り組みの成果によって実績が無かった可能性があると同時に運用の柔軟性不足の可能性もあり、数値のみでは判断が難しい。また、市民ファンドのうち青森コミュニティ基金では、寄付文化を醸成するような試みがいくつか行われるなど、数値に表れないとはいえ市民ファンドの育成に対して重要な示唆を与える取り組みもなされている。

同様に、モデル事業でも、成果報告会や報告書において、現在の「新しい公共」をとりまく環境の問題点についての示唆、指摘がなされていた。今後を活かすためにも、本事業の全体総括の段階で、これらを整理し報告することが必要だろう。いずれも一定以上の成果をあげていると考えられ、高く評価したい。

また、この事業を通じて多様な団体と連携して取り組むことにより、より早く、より高い成果が出ることを学習した。そのことから地域の問題や課題に取り組む基盤作りが出来てきていると思われる。

なお、県のHPでのNPO法人の情報開示率が目標の100%に届かなかったが、NPO法人が自身の活動を公開することは、正確な情報を提供し、市民（企業を含む）からの評価を得て寄付者獲得につなげるためにも重要であるため、法人自身が情報公開について再認識するとともに、情報開示率の向上を目指していただきたい。

本事業は今年度で終了となるが、モデル事業11事業の中には今後も継続するものがあると思われるし、本事業の趣旨に則った新たなNPO法人が今後誕生する可能性も大きい。NPO法人は地域で社会的課題を解決し、安定的かつ継続的な雇用を創出する重要な担い手であり、本事業終了後も、このようなNPO法人を支援するため、NPO法人が金融機関を利用する際に金融機関がNPO法人に対して周知する仕組みを作るなど、行政と金融機関等との連携の枠組みを構築しておく必要があるのではないかと。

2 運営委員の意見等

【評価できる点】

- モデル事業に取り組んでいる団体については、上半期でも高く評価したが、途中で止めることなく最後まで継続したことは再び高く評価したい。それぞれの事業が地域の課題に取り組み、それぞれ良い結果を出している。特に、第四次募集の採択事業である「災害救助犬育成事業」は機を得たもので新しい公共事業として今後も大いに期待したい。

- モデル事業関係者や事務局の努力を評価する。

【課題等、各事業に対する意見】

(1) NPO の情報開示について

- 任意団体としての NPO に対しては情報公開を強制すべきものではないことから、この実績値に対して特に異論はない。

(2) モデル事業について

- 行政・NPO・企業の連携のうち、企業との連携、特に食関係の企業との協働があれば良かった。また、モデル事業参加団体は、運営委員会の意見を参考に、今後もスキルアップして欲しい。
- 今回の事業を終えた（モデル事業）団体は、今後どうするのか、自分たちの活動をどのように公開していくのか創意工夫を望む。

(3) ファンドについて

- ファンドの寄付金の使い方など、寄付者への情報は常に出してほしい。それが寄付者への寄付継続意識を培うことに繋がるだろう。

(4) つなぎ融資への利子補給事業について

- つなぎ融資の利子補給事業については、本当に利用したい時に使えるよう、柔軟性あるものに制度化できると良い。
- 本事業終了後も NPO 法人を支援するため、行政と金融機関等との連携の枠組みを構築しておくべきと思う。

(6) NPO 法人会計基準について

- 任意団体を含む NPO 等の問題として経営基盤が脆弱であることが挙げられる。その改善を目的とした NPO 法人会計基準であり、その導入の最終成果に認定 NPO 法人があると思われる。今回の支援事業は初めての試みであるためあまり目標を高くできないという事情もあったかと思うが、NPO 法人会計基準導入目標 20%に対して最終の平成 24 年度下半期実績 27.8%という数値は、目標達成と喜べるものではない。任意団体を含む NPO 等の中の青森県認証 NPO 法人 352 社中、県 HP 情報開示率は 98.3%で、同じ母数に対しての目標と実績は反省すべきものと思う。
- 現在の青森県で認定 NPO 法人は 1 社と聞いている。NPO 等の性格上、協力者の善意に頼り過ぎることも問題で、ボランティアのみでは経営できないことを理解すべきである。NPO 等の資金集めに一般企業の協力を得るためにも、ボランティアに頼らず管理会計システム人材を投入することを啓蒙し、NPO 会計基準の導入から県内の認定 NPO 法人を増やしていくことを期待する。
- 定量的評価のほかに定性的評価も必要だと思う。NPO 法人会計基準を導入していないからといって、会計をしていないわけではない。適正に会計しているか、決算時だけで

なく管理会計をしているかが肝心であろう。その法人がどのくらいあるのか把握することの必要性について今後検討する必要がある。

- 新しい公共を成長させるには、活動資金が基本である。そのために会計をしっかりさせる必要がある。制度会計よりも日常の管理会計をどうやるかが重要。この点で、新しいNPO会計基準は中途半端だと思う。むしろ、複式簿記など企業会計に準拠すべきである。
- 現在の制度は企業からの寄付金獲得の制度としては不十分である。税務当局も含めて寄付金が適正に損金扱いをしてもらえるようにする仕組みにするには国の制度化が必要で、現在の制度では不十分ではないか。また、企業が基金に寄付するには、まだ相当工夫が必要と考える。新しい公共の取り組みを総務省として総括し、また国として環境を整えて欲しい。
- 社会福祉法人は強制監査だが、NPO法人には法的強制がない。NPO法人会計基準を制度化する必要があるのではないか。また、会計基準の必要性をNPO法人に周知することも必要である。